

# 仏教徒の教育勅語衍義書について

—特に真宗系を中心に—

日本大學教育制度研究所助手  
大倉精神文化研究所研究員

## 三 宅 守 常

はじめに

一 仏教徒による勅語衍義書の出現とその背景

二 教義的根拠と引用仏典

- |          |           |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|
| (イ) 多田賢住 | 〔普普通勅諭演讚〕 | (ロ) 赤松連城 | 〔勅語衍義〕   |
| (ハ) 東陽円月 | 〔勅語奉体記〕   | (ニ) 太田教尊 | 〔勅語と仏教〕  |
| (ホ) 寺田福寿 | 〔教育勅語説教〕  | (ヘ) 土岐善靜 | 〔勅語通俗説教〕 |

三 三つの類型

おわりに

はじめに

明治二十三（一八九〇）年十月三十日、教育勅語（以下、勅語と略称する）が済発されて丁度一世紀を数える。しかし、勅語そのものは別にして、その解釈書、いわゆる勅語衍義書と呼ばれて済発後に陸續として刊行された数多くの衍義書群については、今日まで純粹な意味で冷静に學問的に研究されてきたかという点になると、疑問を感じざるを得ない。すなわち、勅語成立の教育史的・政治史的な研究はすでになされているが、その後の勅語衍義書の研究となると、これは勅語自体の効果に関することと、つまり必然的に勅語普及にかかる問題として映ずるわけである。その結果、これを近代思想史の視点でみると、結局はこれを是とするか、あるいは反対に特定の思想的立場に立つ否定志向によつて一括して否として処理し位置づけるか、のいずれかになる傾向が多かつた。よしんば研究対象となつても、各々主張するところの単に傍証材料か、附加的素材として意識されるだけであつて、個々の衍義書の一字一句にいたる内容分析や執筆者などに関する研究はきわめて少ない。端的に言えれば、勅語衍義書については従来いすれの立場でもきわめて主観的な研究しかされず、仔細な検討をふまえた客観的な研究は少ないといふ状況である。<sup>翻つて考</sup>えれば、勅語は結局個人の心の問題に帰着するため我田引水的なものも多く、本来的には衍義書の存在などはあまり意味がないという考え方がある。また、当時の思潮を顧慮すれば、内容的に本音か建て前かが判然とせず研究対象とはしがたいという見方もなくはない。が、果してそうであろうか。たゞえ内容が我田引水的で建て前論的であつても、逆説的に言えば、それこそが時代思潮や世相を如実に反映する一種の鏡であり、時代を例証する材料となるのではないだろうか。つまり、勅語衍義書の仔細な客観的研究こそが善くも悪くも実は近代—明治期—の思想史的実態を浮きぼりにする格好の素材となり得ると思うのである。敢えて言うならば、これを従来の立場とは少しく異なつた第三の立場<sup>(1)</sup>と言つてよいかも知れない。

かかる視点と立場をもつて、筆者は仏教徒による勅語衍義書を通して明治中・後期の仏教界の動向の一斑をうかがう作業を従来試みてきた。よつて本稿では、これら仏教徒による勅語衍義書を整理し、中でも當時勢力が大であった

真宗系の勅語衍義書に焦点をしづり、仏教（真宗）と世俗倫理（勅語）との関係、およびその教義的根柢の考察などを通して仏教の世俗化にともなう仏教倫理と通俗道德との関係などについて検討してみたい。

## 一 仏教徒による勅語衍義書の出現とその背景

勅語衍義書は明治期だけに限定しても相当数刊行されていて、学校用テキストとなつてゐるもの、ある地域だけに出回つたものも含めると正確な実数はとても把握しがたい。しかし、ほぼその大半を蒐集し翻刻収録したとされる『教育勅語関係資料』全十一巻（日本大学教育制度・精神文化研究所発行、昭和四九年—同五八年）によれば、総計一六六種<sup>(2)</sup>が存する。

時期的には勅語済発後一年を経た明治二十四年九月、文部省の依頼による半ば公的意味（国家推薦）を持つ井上哲次郎の『勅語衍義』が刊行されると種々様々な分野からの衍義書が急速に刊行されてくる。

この著述者達を分野別にみれば、帝国大学・高師・女高師・師範・尋常小・中などの学者や教育者が最も多いが、それ以外にも国学者・漢学者・儒学者・神官や神道家・僧侶や在俗居士の仏教徒、珍らしいところではキリスト教（ロシア正教）の牧師や心学（石門心学）者などの思想界・宗教界の人物もいる。

では何故仏教界からも出現したのか、という理由について箇条的にみてみよう。

先ず第一点目として、勅語そのものが有する内容的性質が挙げられよう。教育史・思想史の視点で言えば德育論争の一種の終結点として勅語が登場することになるが、起草の中心人物の一人であった井上毅は熟慮の末、勅語起草の心構え七ヶ条（明治二十三年六月二十日付「教育勅語ニ付總理大臣山県伯へ与フル意見」）を提出する。それによると、

第二、此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子ト

ナルベシ

第三、此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ……

第五、漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ

第七、世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ<sup>(3)</sup>

と、特定の哲学理論や宗教上の争いになるような言葉は使用すべきではないと考えたのである。勿論、これらの点を克服し満足させることは容易ではなく、井上自身、

此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ実ニ十二樓台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟<sup>(4)</sup>

と、かなり苦慮しているが、その結果としての勅語の内容は、神儒仏から東西の哲学や倫理思想を考慮し、いずれにも偏しない中立的立場をもつて日本の風土で醸成されてきた道徳観や国家観を明確に顕現化したのである。ということは、種々の立場からのアプローチが可能であったということである。逆説的に俗な表現をすれば、種々の分野や立場からの我田引水ができるようにつくられたのが勅語であったということでもある。したがって、仏教徒の勅語へのアプローチ、すなわち、勅語衍義書も本質的に可能であったわけである。

第一点目に、当時の仏教界の置かれた状況、を挙げることができる。維新後の廢仏毀釈を打開する一つの傾向として、仏教界では護法即護國の論を展開して当時の仏教国害論や僧侶遊民論を払拭しようとする「仏法國益論」の系譜があつた。すなわち、それが勅語渦発に出会えば維新以来の教勢挽回、失地回復の絶好の機と考えて勅語に接近し、仏教倫理と世俗倫理の合致を衍義書によって示し、歴史的実績面を根拠に仏教の有用性を唱えるのは必然的な成りゆきであつた。制度的にみても、初期はキリスト教防止政策の一環として仏教は神道と共に教部省に組込まれるが、明治八年大教院離脱、神仏合同布教差止、信教自由の口達、同十五年神官教導職兼補廃止と、次第に当面の課題であつた神道と離れてゆく。そして条約改正、内地雜居、帝国憲法による信教自由の問題などに関連して、今後は異教防禦

というキリスト教排撃面に仏教徒の主たる目標が転換していった。勿論、この破邪（キリスト教排撃）が顕正（仏教の存続維持）につながるという思想は仏教の伝統的姿勢でもあつたが、この時期、特に勅語という強力なインパクトによって、他への攻撃排除が自身の正当性を立証するという傾向をより強めていったことは否定できない。その具体的行為の一つの結果として仏教徒による勅語衍義書があらわれたのである。

第三点目として、これは第二点目と表裏一体の関係を持つているが、勅語渙発後から起つたキリスト教徒による一連の不敬事件（内村鑑三や熊本英学校事件、八代高等学校事件等）、それに続く井上哲次郎とキリスト教徒との間に惹起した「教育と宗教の衝突」論争を直接的要因として挙げることができる。周知のごとく、これは日本の国体に関するキリスト教の立場についての井上哲次郎の批判（「教育時論」二七二号 明治二十五年十一月五日）、それに対するキリスト教側の反論から端を発した両者の論争であるが、この状況に対してもう一度述べたように、この論争は第二点目で述べた事情を考えれば黙している筈がないわけで、この論争に言わば便乗するかたちで井上擁護の側に立つて絶好の機会としてキリスト教攻撃を展開するのは必然的な傾向であつたといえよう。

これらを一言に約して言うならば、教勢回復を狙う仏教にとって自己の教理からも解釈可能な勅語が登場し、その勅語に對して常に敵対関係にあつたキリスト教が問題をおこしたとなれば、護法即護國意識を証明するためにも、たとえそれが仏教界のわずか一部であつたとしても勅語に接近してゆくのは必然的な帰結であつた、というような思想的背景が存したということである。島地大等は『明治宗教史』において、

明治二十三年の国会開設も、教育勅語も、仏教は、基督教と共に、無関心態に立ち得ないものであつた。得ないにしても、如何ともすることも出来なかつた。<sup>(5)</sup>

と概観し回顧しているが、仔細にみればこのような傾向が存したことを見逃してはならないであろう。このような状況下において仏教徒による勅語衍義書があらわれてきたのであるが、一体それは数量的に何種ほどで

あつたのか、この点について前述の明治期一六六種の範囲内に一応限定し、仏教徒の勅語衍義書だけを抽出してみた。  
それが左の表Iである。

(表I)

| No | 書名              | 著述者名      | 発行年月      | いは発行所ある者  | 宗派等    |
|----|-----------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| ⑬  | 『日本教育の本義』       | 多田賢住      | 明治24・3・18 | 開導書院      | 真宗本願寺派 |
| ⑭  | 『勅語衍義』          | 赤松連城      | 同24・4・2   | 清水精一郎     | 真宗本願寺派 |
| ⑮  | 『普通勅諭演讀』        | 井上円了      | 同26・1・7   | 哲学書院      | 通仏教系   |
| ⑯  | 『日本倫理學案』附「勅語略解」 | 加藤熊一郎(咄堂) | 同26・1・23  | 護法書院      | 在家禪系   |
| ⑰  | 『勅語衍義』          | 東陽圓月      | 同26・1・29  | 阪本模次郎     | 真宗本願寺派 |
| ⑱  | 『勅語と仏教』         | 太田教尊      | 同26・1・10  | 法文館       | 真宗大谷派  |
| ⑲  | 『勅語奉体記』         | 寺田福寿      | 同26・1・20  | 哲学書院      | 真宗大谷派  |
| ⑳  | 『教育勅語説教』        | 土岐善靜      | 同26・1・31  | 其中堂書店     | 真宗大谷派  |
| ㉑  | 『教育勅語義解』        | 釈雲照       | 同26・1・31  | 金港堂       | 真言宗    |
| ㉒  | 『勅語通俗説教』        | 釈雲照       | 同26・1・31  | 井上円了      | 日蓮系    |
| ㉓  | 『教育勅語の淵源』       | 田中巴之助(智學) | 同34・12・28 | 天業民報社     | 在家     |
| ㉔  | 『勅語玄義』          | 同35・10・31 | 同34・12・28 | 哲学館       | 通仏教系   |
| ㉕  | 『勅教(語)玄義』       | 同38・2・1   | 同35・10・31 | 井上円了      | 同右     |
| ㉖  | 『日本教育の本義』       | 同41・3・30  | 同38・2・1   | 同35・10・31 | 同右     |
| ㉗  | 夫人正法会           | 同         | 同         | 同         | 同      |
| ㉘  | 真言宗             | 同         | 同         | 同         | 同      |

井上円了の③は明治三十三年にこれを単著として刊行しているが、内容は同じなので早い時期の意で③として表示した。④の内容は厳密にみれば衍義書として問題があるが、勅語中の諸徳目との関連で多少論述した部分もあるので一応この中に入れた。

一六六種のうち、仏教徒による勅語衍義書が計一二種ということは全体の約八%にあたる。

人數的にみれば、井上円了が二冊、釈雲照が三冊あるので、仏教徒による勅語衍義書の著述者は、多田賢住・赤松連城・井上円了・加藤咄堂・東陽円月・太田教尊・寺田福寿・土岐善静・釈雲照・田中智學の計十名（表Iを参照）。さらに、この十名を出家・在家の別、および宗派別にみると左のとくとなる。（表Iを参照）。

### ○出家者

真宗本願寺派（西）→多田賢住・赤松連城・東陽円月の三名  
真宗大谷派（東）→太田教尊・寺田福寿・土岐善静の三名  
真言宗  
→釈雲照の一名

計七名

### ○在家者

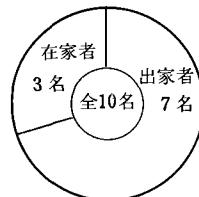
井上円了（通仏教系）  
加藤咄堂（禪系）  
田中智學（日蓮系）

計三名

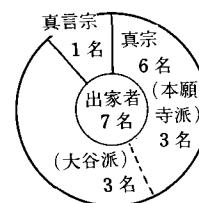
井上円了は承知のことく、大谷派の出身ではあるが、その活躍した内容よりみて在家的な通仏教系とすべきであり、田中智（学も）の時点ではすでに脱宗しているので、ここでは在家者の中に入れた。

これをわかり易くしたのが、図Ⅰ・図Ⅱ・図Ⅲである。

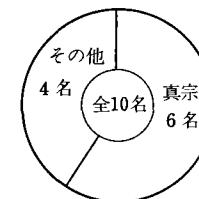
(図Ⅰ) 勅語衍義書を書いた  
仏教徒の出家・在家区分



(図Ⅱ) 勅語衍義書を書いた  
出家者の宗派別区分



(図Ⅲ) 勅語衍義書を書いた  
真宗僧侶とその他の区分



すなわち、全一〇名のうち、出家と在家の割合は七対三(図Ⅰ)であり、当然のことながら出家者の方が多いことが一目瞭然となる。また、出家者だけによる宗派別の点では全七名のうち、真宗(本願寺派三名・大谷派三名)が六名、真言宗が一名で、圧倒的に真宗が多い(図Ⅱ)。これは出家・在家を合わせた全一〇名のうちでも六割(図Ⅲ)を占めていることになり、いかに真宗系の僧侶達による勅語衍義書が多いかがわかるであろう。

では何故、真宗系の勅語衍義書が多かったのであるか。

これは教義的にみれば、元来が出家中心主義の真言宗等とは異なり、発生当時から、そしてまた、特に近世江戸期にいたって、次第に妙好人などの存在や生き方を教団が強調してきたことからもわかるように、信仰集団の主役は出家側にあるのではなく、あくまで世俗の中での信仰生活を実践する在家の側に存するという在家中心主義の仏教であったことに起因するのである。これは肉食妻帯の点からもわかることがある。そして在家仏教を標榜するかぎり、出世間の道ではなく、日常社会生活における倫理性、道德性をともなつた精神生活という側面が重要となる。したがつて、世間道徳を明示した勅語とは同一の地平に立脚することができるわけである。真宗系の勅語衍義書が多い最大の要因は、このあたりに求めることができるであろう。

さらに、もう一つの理由が考えられる。それは真宗、特に本願寺派と明治政府の要路の関係の深さ、という点である。江戸期に大谷派は徳川幕府と関係が深かつたが、反対に本願寺派は長州と関係が深かつた。そして、長州出身の維新の志士達は倒幕から新政府へという政治方面で活動し、同じく長州本願寺の末寺僧達（島地黙雷・赤松連城・大洲鉄念等）は京都の本山改革の方面においてそれぞれ活躍していて、一見別のようにみえるが、実は元々は仲間であり同志であった。つまり、当時の本願寺派の首脳と明治政府の要路者はきわめて密着した関係を持つていて、いわゆる裏で通じているのである。したがって、明治政府の政策に対しても速く反応し対応し得たのは真宗、特に本願寺派であった。この点を表Iでみると、

- |   |         |
|---|---------|
| ① | が明治二十四年 |
| ② | が同 二十四年 |
| ⑤ | が同 二十六年 |
| ⑥ | が同 二十七年 |
| ⑦ | が同 二十八年 |
| ⑧ | が同 三十三年 |

と済発後十年の間に真宗系は刊行されていて、その対応、反応の早さを如実に示しているが、さらに言えば、その中でも①②⑤が本願寺派、⑥⑦⑧が大谷派と、丁度大谷派が本願寺派のあとに続くという状況となつていて、この点からも本願寺派の対応する姿勢の早さを立証することができるであろう。

一般に明治期の仏教界をリードしたのは真宗（特に初期は本願寺派）であったと言われるが、その所以の一端はこのあたりからも充分に看取できるであろう。その意味でも真宗系の勅語衍義書の量と早さの事実は、明治仏教史の裏面におけるひとつの典型であったと言える。真宗系の勅語衍義書を取りあげる理由は、実にこの点に存するのである。

## 二 教義的根拠と引用仏典

では、真宗系僧侶の勅語衍義書の著述者（六名）は、いかなる立場で、いかなる教義的根拠や仏典の根拠をもつて、仏教と勅語の関係を説示したのか、という点について順次みてみよう。なお、この六名の各衍義書については、すでに個別に論述し発表しているので詳細はそちらに譲り、ここではそれらを踏まえて要点だけを整理してみる。

### (1) 多田賢住『普通教育勅諭演講』

佛教徒による勅語衍義書の嚆矢とすべきはおそらく本書（渙發後五ヶ月程度であり、井上の『勅語衍義』より半年も前である）であろう。これは、刊本、洋装、仮綴の四六版型で全三十一頁である。

多田賢住は東京築地の浄土真宗本願寺派真光寺（震災後、現在地の大田区萩中に移転）住持二十三世で天保二（一八三二）年の生れ。維新後、福田行誠・鶴飼徹定らと諸宗同德会盟に参画し、また大教院議事、築地寺務布教課長、真宗局議事、府下教導職取締となる。「白蓮教会」や「令女教会」にもかかわり、他方、監獄教誨活動にも長年にわたって尽力し、また明如宗主の命により九条節子姫（のちの貞明皇后）に内々で御進講申しあげたほどの当時の築地地中では筆頭の学匠であった。七八才で勤学職となり、明治四十三（一九一〇）年三月二十一日八十二歳で示寂した。謹号は示法院。文筆活動は決して多くはないが、宗乘に明るく、社会教化にも通じた僧であった。

次に内容中、佛教的根拠について説く箇所だけを拾うと、先ず、

又云儒五常、仏五大と、又云仏五善と云云す、此倫常は仏説過度人道經の、五大善を以て所以とし給ふならん、此經仏法東漸の始じめ、宮中講經の最初なれば、皇室に最とも御由緒あり、而して彼經の五大は、実相為体、因果為宗中の、一人道実相の因果を廣説するなり、凡そ彼經の明すところの大意は、人倫を全ふするの身は、人常を守るの心より成ざると（7）

と述べ、儒の五常は『過度人道經』（吳 支謙訳）、すなわち『無量寿經』系の『大阿彌陀經』所説の五善（五大善）と同義であるとする。この五善とは五善五惡のことで、在家五戒（不殺生戒・不偷盜戒・不邪婬戒・不妄語戒・不飲酒戒その他諸過）の遵守が五善、これに違背するを五惡とする。何んとなれば、これを世俗倫理としての五常（仁・義・礼・智・信）にそれぞれ比定すると、殺生は不仁の至極、偷盜の最たるは不義、邪婬は不禮の極み、妄語は不信から発し、飲酒等は無智の故、だからである。よつて、また逆に言えば、仁＝不殺生・義＝不偷盜・礼＝不邪婬・信＝不妄語・智＝不飲酒等、となり、五善は五惡の反対として五戒を守る五正行であり、同時に五常でもあるという仏教の教説に基づく論法を根拠にして、仏教（ここでは五大善）と勅語（五常の遵守）との関係一致を主張している。

次いで、

故に慧燈大師は内心に深く、仏語を信じ、外に仁義礼智信を守り、王法を以て本とせよ、是真宗の教憲なりとの給ふ<sup>(8)</sup>

と述べ、真宗教学の真俗二諦論の中でも国法を遵守し、人道を履行する世俗の道徳的方面を規定した教法である俗諦教義を前面に出し、『蓮如上人御文草』中の消息や『改邪抄』等を引用して、この王法為本、仁義為先が親鸞以来の真宗教義の伝統であり本質であると述べる。したがつて、多田にとつてはこの勅語こそが、

其王法とは、今回の御勅諭是なり<sup>(9)</sup>

と把握したのである。多田はさらに宮中の「御黒戸」の存在をもつて仏教と皇室の歴史的関係の深さを強調するが、要するに、仏教の民衆に対する滲透度という歴史的実績を主張した上で、王法為本、仁義為先という自派教義に根拠を置き、五善五惡（五戒の遵守）という教理をもつて仏教と勅語の関係を力説したのである。

また書名には「普通教育」とあるが、内容は仏教術語がきわめて多く、自派臭も濃厚である点からみて、多田の場合は自派教義を根拠に仏教と勅語の関係を説く、伝統的宗乘の立場であつたといえよう。

## (口) 赤松連城「勅語衍義」

赤松連城は天保十二（一八四一）年に生れ、仏門に入り、縁あって周防国徳山の真宗本願寺派徳應寺に入寺、維新後海外留学、帰朝後は本山の中枢に在つて幅広く活躍したことで有名である。明治三十六年勸学職となり、大正八年示寂。年八十。

本書は刊本、洋装、絲綴で全二十八頁。これは同朋子弟が対象となつてゐるようで、その立場も、

吾儕宗教ニ從事スル者、其ノ責任タル、道徳ノ衰頽ヲ挽回シ、群類ヲシテ心ヲ至道ニ安シ、身ヲ至徳ニ致サシム  
ルニ在リ、願クハ同朋ト共ニコレヲ勉メント云爾(10)

と述べるように、仏教という特定の宗教ではなく、あくまで一宗教者としての立場や責務において世俗の道徳問題にいたずさわるという意識が濃厚である。それは本書中に仏教術語がほとんどなく、敢えてあげても「同朋」「因果感応」「開導」程度であることからも首肯される。したがつて、仏教についての記述も「斯ノ道」の衍義箇所で、

斯ノ道ハ儒仏ノ至理ヲ該摂スルノ大道ニシテ、儒仏ヲ排斥スルガ如キ小道ニアラザルナリ(11)

あるいは、

儒仏二教ノ我力邦ニ入り、忠恕ヲ説クガ如キ、博愛ヲ教フルガ如キ、世道人心ヲ維持スル、其ノ功頗ル多シト雖  
モ……(12)

と、あくまで輔翼的役割りであると述べる程度であつて、教義的根柢や仏典の引用はまつたくない。敢えて言うならば、宗教と德育の重要な関係を述べている程度であろうか。また、仏教を指して「慈悲」と言わず、勅語中の「博愛」という言葉を用いて表現している点などからみて、赤松は敢えて意識して仏教色を出さなかつたとみるべきであろう。これは他の佛教徒による衍義書にはみられない特徴であつて、この点より、一宗教者として仏教（宗教）と勅語（道徳）の関係を説く立場であつたとしてよいだろう。

## (iv) 東陽円月『勅語奉体記』

東陽円月は文政元（一八一八）年、豊前国宇佐郡封戸村水崎（現在は大分県豊後高田市水崎）の真宗本願寺派西光寺に生れ、真宗豊前学派の大家であつた月珠（一七八五—一八五六）に宗乗を学び七十才で勸学職となるが、丁度明治二十三年勅語渢發の年、本山の安居本講で「念滅罪論」（一益法門）を説いたとして安心調理され、安心に不正はないが義解穩かならず、として停講となつた。爾来、自坊にある東陽学寮（私塾の学寮で大正年代に閉鎖）で後進の指導にあたり、各地に巡錫して教化活動をし、明治三十五年十二月十七日、八十五歳で示寂。享寿八十五、諡号淨滿院。宗乗においてはあらゆる論題に一家の見識を有する明治期における宗学の大家の一人であった。著述はかなり多く、判明するだけでも九十六種（刊行されたのは三十七種程度）を数え、傾向は宗乗の中でも特に「眞俗二諦論」に関するものが多いことが特徴である。

本書は刊本、洋装、仮綴で全三十一頁。内容は「初二国体ト政体トノ関係ヲ弁ス」「次ニ政体ト教育トノ関係ヲ弁ス」の前後二段より成り、後段が勅語の衍義部分となつていて。すなわち、その後段において治國の世道人心の維持は、

彼三綱五常ノ名ヲ仮リ來テ人道ヲ教ヘ玉フ又神道固ヨリ勸善懲惡ノ教アリト雖仏教ノ因果業報ノ理ヲ取リ來テ人ヲシテ善道ニ進マシメ玉フ<sup>(14)</sup>

と儒の三綱五常、仏の因果業報の理を長として入れ、逆に短所として採り入れなかつたのは、

儒ニハ禪讓放伐アリ仏ニハ不抨王公ノ儀<sup>(15)</sup>

で、これによつて三教和合してきた、と仏教の実績を述べる。

次いで一転して、

彼洋教ノ如キハ獨一ノ真神ヲ捏造シテコレヨリ外ニ神ナシソノ神アリト云モノハ仮神ニシテ眞理ニ非ス眞神ヲ崇

メテ大君トシテ帝王ヲ以テ仮ノ君ト云フ是則ソノ安心ノ性質国体ニ反対スルヲ以テ  
と述べ、不敬事件をあげてキリスト教排撃をし、神官の僧侶排斥、仏教内部の不和を止めて神仏二教が協和して洋教  
防禦にあたるべき、と弁するが、それは維新以来の一般的なキリスト教批判と同質のものであり、仏教と勅語の関係  
など特徴とすべきものは本書には何も見出せない。

東陽円月の著述は真俗二諦に関するものが多いという傾向からみて、本書は勅語が王法世間門、すなわち真宗にと  
つては俗諦教義の典型として存することを明示するためであつたことは容易に想像できる。そこで、東陽の説く俗諦  
教義、つまり、一念滅罪論に少しく立ち入つてその言わんとするところをみる必要がある。

一念滅罪とは信後の造罪の有無のことで、信の一念によつて人正定聚不退転となれば心相は憶念相続によつて地獄  
行きの機ではなく日々浄土へ向う姿であつて滅罪生善の徳は我が身のものとなる、ということで、要するに信仰者が  
「信」の一念を得た上は、たゞそれが密なる益ではあっても、法徳を得るという理念上にとどまらず、衆生が實際  
に顯なる益として現実生活の場においてそれが發揮顯現されるとする考え方である。これは教学的には「体滅相存  
説」と言うが、宗義の正意はあくまで滅罪の利益は實際には極楽往生して得るものとするので、東陽の義解は「滅度  
密益の邪義」として前述のごとく調理判定されたわけである。しかし、東陽の勅語へのアプローチの特徴は、この  
「滅度密益」の義解を俗諦教義の王法との関係でとらえ、勅語中の人倫道德に結節させて説いたところにある。『二  
諦妙旨談』続編ではこの点を明確に、

次に政化の裨益を成する否やを論せは至徳具足も転悪成善も密益にして全現には非ざるも自ら外相に少しく顯現  
するものなれば……その密益外相に顯はれて王法仁義の俗諦の行状を成するの義なりと云ふへし此乃政化の裨益  
を成するに非ずや<sup>(17)</sup>

と述べて、たとえ密益ではあっても外相、すなわち日常生活にわずかでも顯われたならば、それが勅語＝世俗道德の

遵守につながると主張したのである。

要するに、東陽円月にとっての仏教と勅語の関係は、自派教義の王法為本を前提に、真宗教学の一論題である一益法門に立脚して一念滅罪による密益の日常実践生活への顯現化が俗諦門としての勅語に合致するという論法から導出されたものであった。よつて、東陽円月の場合はかなり変則型ではあるが、一応自派教義の伝統的宗乗からの立場であつたといえるだろう。

## (二) 太田教尊『勅語と仏教』

太田教尊は明治一（一八六九）年、岐阜県海津郡石津村（現在は海津郡南濃町太田）の真宗大谷派願海寺に生れ、同十二年上京して創立当初の哲学館に入り（普通科）、高等下級科、高等上級科と進み、同二十五年、二十四歳で卒業（第三期生）した。井上円了をはじめ清沢満之、多田鼎、佐々木月樵らとも交際があつたといわれる。その後は民間に務め、大陸にも渡るが、のち郷里の寺を嗣ぎ大正二年十一月二十一日自坊で示寂した。年四十五。丁度明治期そのものを生きた僧であつたが社会的には無名に近い。しかし、この勅語衍義書一冊で太田の名が後世残つたのである。

本書は四六版で全三八五頁。哲学書院の発行でこの点からも井上円了との関係が理解できる。本文は南条文雄と大内青鸞、校閲は島田蕃根である。内容は「緒論」・「勅語衍義」・「王法編」・「忠良編」・「孝順編」・「倫常編」・「雑編」より成るが、「王法編」以下の各編は実は資料編として資料のみの掲示で三百数十頁があるので、太田自身の本文は「緒論」と「勅語衍義」の計六十一頁分である。

内容は仏教と国家の関係について『四十華嚴』の「入不思議解脱境界普賢行願品」中の、賢王が種々の徳を具有し、正法に依住して国を治め、悪人を治罰し、善人を安撫すること甘露の<sup>18</sup>とく、種々の方法をもって万民を調御し、孤弱を撫育し、民をして永く惡（十不善業）を捨て、善（十善業）をなすことを得せしめる<sup>18</sup>ことを説く段を根拠にして、一切衆生および器世界の安立護持は国王の徳によるとして、

されば仏教が國家を無みせざることの明白なるのみならず治国育民の方法を説くこと殊に創切なるものあり。<sup>(19)</sup>

と主張し、「孝」の衍義箇所では『玉耶女經』『善生子經』『六方札經』『優婆塞戒經』『雜寶藏經』等をあげて仏教の人倫を重視する所以を説き、「恭儉」を仏教的に言えは「自利行」、「公益・世務」は「利他行」のことであると把握している。さらに「國憲・國法」の衍義箇所では『無量壽經』所説の「五善五惡」、『摩訶摩耶經』の、

世間之人犯於王法。罪應及死閉在囹圄<sup>(20)</sup>

の一文も引いて仏教の説く王法は現実の國法を無視しない所以を述べ、「一旦緩急」の箇所では、

而他方賊來而侵逼其國。自界叛逆而掠領其他。豈不驚哉。豈不驕哉。失國滅家。何所遁世。<sup>(21)</sup>

と『立正安國論』を引用して仏教の目的と勅語中の諸徳目の一一致や仏教国益の考え方を強調している。

しかし、本書の一大特徴は何といつても資料編に存する。これは仏教が世俗道德を重視することを示す三國（印度・中国・日本）の仏典を掲示したものである。たとえば、最初の「王法編」では国王の徳や治国育民などについて「經律論抄出」と題してこれを説く仏典（印度）を順次抄出してその該當箇所を掲げ、次に「和漢諸大德撰述抄出」と題して同じくこれを中国・日本の仏典に求め抄出して順次掲示するという具合である。以下、多少長きにわたるがその書目を列挙してみる。

### ○王法編

#### 「經律論抄出」

『八十華嚴經』『四十華嚴經』『地藏十輪經』『藥師如來本願經』『金光明最勝王經』『大樹緊那羅王經』『大方便仏報恩經』『六度集經』『太子慕魄經』『前世三転經』『勝軍王所問經』『諫王經』『仏為勝光天子說王法經』『仁王經』『大薩遮尼乾子經』『大般涅槃經』『摩訶摩耶經』『梵志問種尊經』『正法念處經』『自愛經』『孝經』『天王太子辟羅經』『賓頭盧突羅闍為優陀延王說法經』『雜宝藏經』『法句譬喻經』『王法正理論』『王法政論經』

「和漢諸大德撰述抄出」

「翻訳名義集」「護法論」

「興禪護國論」「秘密曼荼羅十住心論」「立正安國論」「宗門無尽灯論」「性靈集」「秘藏寶鑰」「正法眼藏弁道話」「正法眼藏隨聞記」「玲瓏隨筆」「十善法語」「梅尾明患上人伝記」「夢中問答」「仏法護國問答草」

○忠良編

「經律論抄出」

「八十華嚴經」「四十華嚴經」「大寶積經」「菩薩行經」「無量壽經」「過度人道經」「須賴經」「觀無量壽經」「維摩詰所說經」「維摩詰經」「心地觀經」「普曜經」「菩薩本行經」「六度集經」「太子須大拏經」「仏為勝光天子說王法經」「大薩遮尼乾子經」「摩訶摩耶經」「輪王七寶經」「孝子經」「自愛經」「四願經」「李經」「天王太子辟羅經」「賓頭盧突羅闍為優陀延王說法經」「雜寶藏經」「法句譬喻經」「瑜伽師地論」

「和漢諸大德撰述抄出」

「緇門崇行錄」「阿彌陀經疏鈔問弁」「阿彌陀經疏鈔事義」「唐枳教文」「彥悰福田論」「山房雜錄」「緇門崇行錄  
叙」「輔教編」「序文義」「觀念法門」「護法論」「大唐西域記」「人天寶鑑」

「教行信証」「宗門無尽灯論」「信施論」「末法灯明記」「性靈集」「三教指歸」「秘藏寶鑰」「元選禪師語錄」「開目鈔」「御消息集」「蓮如上人御一代聞書」「実悟記」「蓮如上人御文」「蓮如上人九十個條」「正法眼藏」「正法眼藏隨聞記」「玲瓏隨筆」「十善法語」「梅尾明患上人伝記」「夢中問答」「鐵眼禪師仮名法語」「破邪顯正鈔」

○孝順編

「教律論抄出」

「八十華嚴經」「四十華嚴經」「六十華嚴經」「菩薩本業經」「諸菩薩求仏本業經」「大方廣如來不思議境界經」「大

「寶積經」、「無量壽經」、「父子合集經」、「菩薩行經」、「日子王所問經」、「觀無量壽經」、「地藏十輪經」、「大集會正法經」、「維摩詰所說經」、「不思議光經」、「心地觀經」、「六度集經」、「暎子經」、「盂蘭盆經」、「諫王經」、「教化地獄經」、「弁意長者子經」、「妙法蓮華經」、「大薩遮尼乾子經」、「大般涅槃經」、「摩訶摩耶經」、「中陰經」、「增一阿含經」、「阿迦達經」、「賴吒和羅經」、「護國經」、「長阿含經」、「六方禮經」、「仏開解梵志阿麗經」、「本事經」、「興起行經」、「正法念處經」、「餓鬼報應經」、「善惡所起經」、「末羅王經」、「四天王經」、「進學經」、「孝子經」、「父母恩重經」、「父母恩難報經」、「淨飲王般涅槃經」、「李經」、「雜寶藏經」、「梵網菩薩戒經」、「地藏菩薩本願經」、「摩訶僧祇律」、「毘奈耶律」、「彌沙塞律」、「大乘寶要義論」

「和漢諸大德撰述抄出」

「蘆山蓮宗寶鑑」、「輔教編」、「安樂集」、「序文義」、「護法論」、「梵網經古述記」、「法苑珠林」、「釈氏要覽」、「人天寶鑑」、「盂蘭盆經疏」、「諸經要集」、「山房雜錄」、「緇門崇行錄叙」、「竹窓隨筆」、「僧訓日記」、「阿彌陀經疏鈔事義」、「竹窓一筆」、「唐釈教文」、「盂蘭盆經疏序」、「菩薩戒經義疏」、「仏祖統記」、「緇門崇行錄」、「秘密曼荼羅十住心論」、「選択集」、「十法界明因果鈔」、「信施論」、「性靈集」、「三教指歸」、「元選禪師語錄」、「開日鈔」、「最須敬重繪詞」、「實悟記」、「正法眼藏」、「玲瓏隨筆」、「十善法語」、「蓮如上人九十個條」、「夢中問答」、「報恩記」、「夢遊集」

○倫常編

「經律論抄出」

「八十華嚴經」、「六十華嚴經」、「菩薩本業經」、「修多羅了義經」、「大寶積經」、「平等覺經」、「無量壽經」、「過度人道經」、「須摩提經」、「莊嚴經」、「觀無量壽經」、「藥師如來本願經」、「觀仏三昧海經」、「思益梵天所問經」、「六度集經」、「暎子經」、「教化地獄經」、「弁意長者子經」、「妙法蓮華經」、「大薩遮尼乾子經」、「玉耶女經」、「阿迦達經」、「閻羅王五大使者

經』『善生子經』『六方札經』『仏開解梵志阿闍經』『本事經』『興起行經』『遺教經』『餓鬼報應經』『長者子懊惱三  
处經』『所欲致患經』『忠心經』『孝經』『雜宝藏經』『梵網菩薩戒經』『優婆塞戒經』『四十二章經』『地藏菩薩本願  
經』『提謂經』

「和漢諸大德撰述抄出」

「摩訶止觀」『警世』『禪林寶訓』『翻訳名義集』『輔教編』『山房雜錄』『緇門崇行錄』『往生論註』『序文義』『觀  
念法門』『人天寶鑑』

「守護國界章」『秘密曼荼羅十住心論』『往生要集』『選択集』『教行信証』『十法界明因果鈔』『性靈集』『三教指  
帰』『秘藏寶鑰』『開目抄』『改邪鈔』『慕帰絵詞』『蓮如上人御一代聞書』『蓮如上人御文』『玲瓏隨筆』『十善法  
語』『蓮如上人九十個條』『修証義』『夢中問答』

### ○ 雜編

「經律論抄出」

『八十華嚴經』『觀無量壽經』『妙法蓮華經』『遺教經』『四十二章經』『須頗經』『大般若經』『治意經』『堅意經』  
『治身經』『四自侵經』『新歲經』『諸德福田經』『菩薩瓊珞本業經』『中阿含經』『平等覺經』

「和漢諸大德撰述抄出」

『往生集』

以上の仏典を数値的に言えれば総計二八四種<sup>(22)</sup>となる。ただし各編に共通する書目（引用箇所は異なるが）を除き、これ  
を三国別に表示すると、

印度撰述 一〇五部

中國撰述 三二部

で統計一七三部を数える。勿論、この中には偽經も含まれるが、これだけ多くの仏教道德に関して述べている仏典を渉猟して収録した仏教徒の勅語衍義書は他に例を見ない。この点が自説や解釈中心の他の衍義書に比してユニークであり、その意味で、本書は『仏典にみる佛教道德關係資料集』と言つても決して過言ではない。そして勿論、太田自身の本文も自派教義がほとんど見られない点からして、太田の場合は通仏教的立場をもつて仏教と勅語の関係を説いたものであるとしてよいだろう。

#### (木) 寺田福寿『教育勅語説教』

寺田福寿は東京駒込の真宗大谷派真淨寺第十五世で、本姓は石龜、嘉永六（一八五三）年三月三日、越前国足羽郡舞屋村（現在は福井市）の生れ。明治六年上京して大教院に入るが、しばらくして廃止となつたため大阪や徳島の慶應義塾、かつ本山や叡山で仏学を学んだ。のち福沢諭吉の食客となり、真淨寺に入寺して寺田姓となり、仏教演説会や貴婦人法話会、真宗法話会や真宗教導会などの社会教化活動に活躍し、同二十七年五月三十日示寂した。年四十一。謚号護法院。

本書は寺田の勅語に関する説教演説を歿後一年目にまとめた遺著で四六版、本文一二一頁である。

その内容のうち、「孝」の衍義箇所では明治期一般的に仏教が強調していた『心地觀經』所説の「四恩」説（国王恩・父母恩・衆生恩・三寶恩）を述べたあと、『梵網經』中、

爾時釈迦牟尼佛。初坐菩提樹下。成無上覺。初結菩薩波羅堤木叉。孝順父母師僧三寶。孝順至道之法。孝名為戒。亦名制止。仏即口放無量光明。是時百萬億大眾諸菩薩。十八梵天六欲天子十六大國王。合掌至心聽三法誦。一切仏大乘戒。<sup>〔23〕</sup>

とあるのに基づいて

梵網經の中には戒の体は孝順心なりとありて、五戒。八戒。十戒。具足戒十重禁四十八輕戒を持つも皆これ親孝行の為じやぞよと御意なされたことじや。然れば仏教に於て。親に孝行せねばならぬといふことはこれで訳るであらう。<sup>(24)</sup>

と述べ、孝は善として諸仏の本源である戒から生ずると把握し、「戒」即「孝」として仏教の実踐倫理と世俗（勅語中の諸徳目）倫理の合致を主張する。この戒律の本質的な精神をもつて勅語の世俗倫理に比定する仕方は、前の四名の衍義書にはみられなかつたところである。

次に「國憲・國法」の衍義箇所では「人法土一」という教説を持ち出してくるが、これも同じく従前にはなかつたものである。つまり、「人」を「天皇」、「法」を「憲法・法律」、「土」を「日本國土」に各々配して、現実社会（世法・世間）に人法土（仏法）なる教説を比定して三位一體的な論法をもつて説くのである。<sup>(25)</sup>これを図示すれば左のようになる。



しかし、これは仏教と世俗倫理というより、それらを包含した、言わば国家との関係を示したと言うべきものである。補足的に寺田の「阿弥陀經通俗講義」をみれば、さらに明確に説いている。<sup>(26)</sup>それを図示すると左のようになる。



かかる把握方法は仏教と國家の関係を全体的に、かつ歴史的にとらえた一種の仏教国益的な立場を強力に意図的に

顯示したものといえよう。そしてこの教理的根拠の背景は、やはり「眞俗」二諦論に基づいていることは否定できない。しかしながら、寺田の勅語衍義書だけに限定すれば「四恩」説、「戒」と「孝」の一致、「人法土一」などのいわゆる通仏教的な色彩しか看取できない。したがつて、寺田の場合、本書に限定するかぎりにおいて通仏教的立場からであったといえるだろう。

#### (八) 土岐善靜「勅語通俗説教」

土岐善靜は東京浅草の真宗大谷派等光寺第十二世で嘉永元（一八四八）年八月一日の生れ。慶應元（一八六五）年第2次征長の徳川家茂にしたがい藤沢の遊行寺までゆくが諭されて帰った。維新後は大教院分離運動に参画し、のち仏教演説の大家の一人として活躍した。また土岐は連歌師として同派中でも特に幕府御抱の柳営連歌の最後の宗匠であり、詩文、書画、茶道、華道等にも通じた文人であつたとされる。<sup>(27)</sup> 明治三十九年六月五日に示寂した。年五十九。

本書は四六版で全一七二頁。内容をみると「樹德」の衍義箇所では前述の太田も引用した「四十華嚴」を根拠にして

#### 仏説誠に我帝国のさまを明記したまふ<sup>(28)</sup>

と述べ、次いで、多田もその教義的根拠とした『無量寿經』所説の「五善五惡」は儒の五常と合致するとし、さらに、「忠」の衍義箇所では『過度人道經』、存覚の『破邪顯正抄』、沢庵宗彭の『東海夜話』、慈雲の『十善法語』（不偷盜戒の箇所）、親鸞の『御消息集』などを引いて、王と民の関係を「恩」の概念を基調とする「報恩」の関係でとらえ、これが世間的道德律としての「忠」と対応し合致すると主張するのである。したがつて、次の「孝」の衍義箇所では『心地觀經』の「四恩」説をもつて説明し、加えて存覚の『報恩記』を長文引用して真宗における「報恩」の教説をさらに強調するわけである。

また、「朋友相信」の箇所では『十善法語』の「不兩口戒」や「不惡口戒」、『蓮如上人御一代聞書』を引き、「恭

僕・博愛」では、これもほぼ皆と同様に「自利・利他」に比定した上で、「博愛」については『歎異抄』の、

淨土の慈悲といふは、念佛していそぎ仏になりて、大慈大悲心をもて、おもふがごとく衆生を利益するをいふべきなり<sup>(29)</sup>

という有名な一文を引いて、有縁より無縁におよぼすことは勅語中の「衆ニ及ホ」すことと同義であると主張する。さらに「德器成就」の衍義箇所では最勝深遠な仏教を示す千載一遇の機会であるとし、「一旦緩急」の箇所では信教自由の明示もよく注意すべきであると排耶意識を表明し、『修証義』の「愛語」の節を引いて仏教における世俗倫理遵守の姿勢を述べている。

以上、本書における引用仏典は計十二種である。そのうち、經典類が四種（その中の二種が淨土教系）、各宗派所依の典籍が八種（その中の五種が自宗派の典籍）であつて、真宗所依の仏典は七種となる。土岐は仏教演説が得手であつたためか、あえて意識して『華嚴經』『心地觀經』等の通仏教的經典や他宗派（禪宗系）の典籍を引用したとも考えられるが土岐自身の特徴はみられず、数量的にみても自派典籍が多く、やはり中心は『無量寿經』『御消息集』『報恩記』『歎異抄』『蓮如上人御一代聞書』等を優越させた傾向であることは否定できない。これは本書の「自叙」で、

此勅語ニ、我真宗ニ諦相依合理的ノ宗教ヲ應用シ、布教ヲ試ミツ、アリシ腹案意稿……<sup>(30)</sup>

と述べていることでもあきらかである。書名は「通俗」でも、内容からみれば、やはり土岐の場合は伝統的宗乗を根拠とした立場であつたとすべきであろう。

### 三 三つの類型

以上の六名の真宗僧の勅語衍義書を概観するといくつかの特徴や傾向がみられる。

先ず、年令的にみれば勅語衍義書を書いた年は、本願寺派の多田が六十一歳、赤松が五十一歳、東陽が七十六歳、

大谷派の太田が二十六歳、寺田が四十一歳、土岐が五十一歳の時であった。この中で、太田は学校を出たばかりの年令なのでこれを別にすれば、本願寺派三名の中では一番若い赤松と大谷派で一番高年令の土岐とがほぼ同年令で、全体的に本願寺派の方がかなり高年令であることがわかる。したがって、学階の面でも本願寺派の三名はいずれも勧学職であるが大谷派はそうではない。この年令の格差の原因はどこにあるのか。推測するに、前述の個人の経歴を見ると本願寺派の三名はいずれも同派内において学僧としてあるいは宗教においても功成り名を挙げた、言わば学匠タイプの僧侶達である。これに対して大谷派の三名は勿論学僧ではあるが、どちらかといえば、説教演説に巧みな仏教の社会教化面で幅広く活躍した、言わば行動的事業家タイプの僧侶達である。とすれば仏教演説等による仏教普及のための社会化活動は必ずしも高年令であることを条件とするものではないので幾分若いのも当然のこととして納得される。同時に学匠タイプが高年令であるのもこれまた当然のことであろう。両派の年齢の格差はこのあたりにあるのではないかろうか。勿論、これはあくまで勅語衍義書を書いた単に六名のみに限定した範囲内で言えることであつて、派としての傾向では決してないことは言うまでもないところである。

次に、この六種をみると、その教義的根拠や引用仏典等が同じものもあれば、そうではなく独自の解釈をしたものもあるが、勅語に対応する立場は決して皆一律ではなかつたという特徴を見出すのである。そこで、これら六種の立場を示す類型別を基本にして、それぞれが説いた教義的根拠と引用仏典を附隨するかたちで整理し一括して纏めてみた。それが次頁に示す一覧表である。

各類型（一覧表を参照）についてはあくまで作業仮設ではあるが、三種類の立場の相違があつたので便宜的にこれを第一・第二・第三と分類してみた。この類型別の点でみると、伝統的宗乘でもなく、通仏教的でもない、赤松連城の第三類型は非常に独特であるといえよう。

また、類型別の点で両派（一覧表を参照）をみると、これまた、六名に限定するという条件付きで見るかぎり、本

願寺派は伝統的宗乗に根拠し、大谷派は通仏教的に説いている、という傾向を見出す。これは前述の本願寺派が自派の中でも学匠タイプ中心で、大谷派は一般民衆を対象にして通俗的に仏教演説などをおこなうタイプがいた点に起因するとも考えられよう。

|                                       |                               | 類型別                          |  | 著者・書名   |     | 派別   |      | 教義的根拠  |    | 引用仏典                        |  |
|---------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--|---|-----|--|------|--|----|-----------------------------|--|
| （宗教的色彩を出さず<br>と勅語の関係を説く立場）<br>一般からの立場 | 第三類型<br>（通仏教的な立場）             | 第一類型<br>（通仏教的に仏教と勅語の関係を説く立場） | 自派教義の伝統的宗乗を根拠に仏教と勅宗語の関係を説く立場<br>（伝統的宗乗からの立場） | 多田賢住<br>『普通勅諭演譜』  | 本派  | 真俗二諦による王法為本<br>減度密益の一念滅罪論                                      | 五善五惡 | 東陽円月<br>『勅語奉体記』  | 本派 | 真俗二諦による王法為本<br>（一益法門）       | 『過度人道經』『蓮如上人御文章』<br>『改邪抄』                                      |
| 本派                                    | 赤松連城<br>『勅語衍義』                | 寺田福寿<br>『教育勅語説教』             | 太田教尊<br>『太田教語と仏教』                            | 土岐善靜<br>『教育通俗説教』  | 大谷派 | 真俗二諦による王法為本<br>五善五惡  | 十善   | 御一代聞書<br>『四十華嚴』『無量壽經』『心地觀經』<br>『東海夜話』『御消息集』<br>『歎異抄』『十善法語』     | 本派 | 真俗二諦による王法為本<br>（報恩思想に基づく四恩） | 『四十華嚴』『無量壽經』『心地觀經』<br>『東海夜話』『破邪顯正抄』<br>『御消息集』『蓮如上人御文』<br>『改邪抄』 |
| （宗教と德育の関係）                            | 眞俗二諦に基づく王法為本<br>戒律の精神<br>人法土精 | 眞俗二諦に基づく王法為本<br>眞恩説<br>人法土精  | 因果応報の理                                       | 編に「四十華嚴」「無量壽經」等、資料<br>『心地觀經』『父母恩重經』『優婆塞戒經』『梵網經』<br>等、資料 | 大谷派 | 御一代聞書<br>『四十華嚴』『無量壽經』等、資料<br>『心地觀經』『父母恩重經』『優婆塞戒經』『梵網經』<br>等、資料 | 十善   | 御一代聞書<br>『四十華嚴』『無量壽經』等、資料<br>『心地觀經』『父母恩重經』『優婆塞戒經』『梵網經』<br>等、資料 | 本派 | 眞俗二諦による王法為本<br>（報恩思想に基づく四恩） | 『四十華嚴』『無量壽經』『心地觀經』<br>『東海夜話』『御消息集』<br>『歎異抄』『十善法語』              |
|                                       |                               |                              |  |   |     |  |      |  |    |                             |  |

教義的根拠（一覧表を参照）については、真宗僧としてこれが世俗倫理との関係を説くかぎり、「真俗二諦」を基本にした「王法為本」・「仁義為先」や「五善五惡」の教義を宣説し、かつ明治期の傾向であった「四恩十善」を説くのは当然のことであり、事実皆ほぼ共通であつて取りあげて言う程でもないが、東陽円月の解義だけはその中でも異質であり、特徴的であつたと言えよう。

引用仏典（一覧表を参照）については、自派所依の仏典を軸にその他種々散見されるが、何といつても太田教尊の『勅語と仏教』による資料編一七三種におよぶ蒐集掲載だけは別格として注目すべきであろう。

なお勿論、世道人心の維持の面における仏教の歴史的実績、すなわち歴史的貢献度の強調、そしてこれと表裏一体の関係にある排耶意識は、文字上の表現があつてもなくとも、各衍義書皆共通であつたことは言うまでもない。

勅語済発後、四十二年を経た昭和七年、勅語衍義書に関する、言わば中心的存在であつた井上哲次郎はその晩年、往時を回顧して、当時各方面より刊行された勅語衍義書なるものについて論評している。その中で、仏教徒による勅語衍義書——実際に井上自身が読んだかどうか定かではないが——についても言及しているので、少々長いが、その一文を掲げて最後としよう。

丁度、基督教徒が基督教の立場から教育勅語を解釈するやうに、基督教徒の中には基督教の立場から教育勅語を解釈する者があつて、幾多の著書も世に発表されてゐる。基督教といふものは輸入以来千数百年を経て居るもので、余程日本化してゐるのである。それのみならず仏教々典の中に忠孝を余程よく説いたものがある。例へば『大乗心地觀經』の中の「報恩品」といふ所には「四恩」が説いてあつて、その中に「国王の恩、父母の恩」といふのがある。「国王の恩」は忠に當り、「父母の恩」は孝に當る。いづれも余程克く説いてあるので、恩を説くといふ点に於いては基督教も及ばない程である。……其他孝道は『梵網經』『觀無量壽經』を始め諸種の經文其の他の仏典例

へば契嵩の『輔教篇』の如き書に説かれてある。

而して又国家のことに関しては『金光明經』だの『仁王護國經』だの、殊に鎮護国家の經文として古来尊重せられたものがあるやうな次第で、仏教の側から教育勅語を解釈するにはなか／＼材料豊富である。……親鸞の仏教も矢張り余程日本化して説かれてあることは『教行信証』に拠つても明かであるが、いつたい真宗の教義中には「王法為本」などといふことを云ふので、如何に国家的色彩の濃厚であるかといふことも分るが、形式上から觀ても肉食妻帯をしたり、又、血統継続をしたりする点から観れば、其の日本化の事実は蔽ふべからざるところである。……だが教育勅語は仏教ではない、仏教以上のもので、仏教を超越してゐるのであるから、仏教で解釈すれば教育勅語の精神は尽きてゐると思ふならばそれは間違ひである。然し仏教徒が仏教の側から教育勅語を解釈するといふことは何等咎むべきことではない。<sup>(31)</sup>

### おわりに

以上、仏教徒の中でも、特に真宗系の勅語衍義書（六種）の勅語へのアプローチの仕方をながめることによつて、端的に言えれば、仏教（出世問道）と勅語中の諸徳目（忠・孝・和・信・恭儉・博愛等）にみられる世俗倫理（世間道）との関係をみてきた。

そして、各衍義書の著述者は種々の教義や仏典の典拠を挙げて仏教の実践倫理と通俗倫理の合致、換言すれば勅語との一致を力説するが、煎じ詰めると、この問題は、宗教と道德の関係、のことであり、さらに言えれば、宗教と国家、に関する問題にも帰着する。したがつて、中には我田引水的な側面や、牽強附会的な要素も存し、その点が仏教の主体性を欠落して国家に追随したと評価される所以となつてゐることも確かである。

一方、維新以来の仏教の低迷を挽回しようとする折に「教育と宗教の衝突論争」という直接的な引き金が加わつた

当時の思想・宗教界の状況をふまえると、これを機に能動的に勅語を受け入れ、積極的に日本化した仏教を証明して仏教を発展させてゆこうとする立場があつたことも、たとえそれが一部的ではあっても否定できないわけである。つまり、この仏教徒による勅語衍義書を一種の苦慮の産物であつたとみるか、逆に「日本」仏教の積極的展開の一軌跡であつたとみるか、は極論的に言えば、仏教徒はあくまで仏教徒である、という立場と、日本人としての仏教徒、あるいは仏教徒である前に日本人である、とする立場の相違でもあり、それぞれの立場で見方は分かれ、評価も異なる。要するに問題は、仏教道德を通俗道德の枠内で説くその内容にあるのではなく、説く際の仏教徒としての主体的立場や意識が時代的制約の如何を問わず、果して妥当であつたか、否か、という点にあり、その点が問われなくてはならないのである。

その意味で、各衍義書の検討の結果、同じ真宗僧とはいっても実際には皆一律の立場や論調ではなく、伝統的宗乘に拠る者、あるいは通仏教的に説く者、はた又、それらを捨象して一宗教者としての立場に立脚する者、という三類型があつたことは一つの目安となるであろう。

今後、仏教以外の宗教界・思想界からの勅語衍義書の詳細な検討も必要であろうが、少なくとも真宗系、そして仏教に関するかぎり、三つのバリエーションがあり、その三つのバリエーションがあること自体、当時の宗教界の状況を、実は暗示するものであつたと言えるのではないだろうか。

#### 註

- (1) 『海後宗臣著作集』第六巻（昭和五六年）に「教育勅語の衍義」という一文があり、山本哲生「教育勅語衍義書の教育史的考察—明治二〇年代の場合—」（「日本大学精神文化・教育制度研究所紀要」第六集所収 昭和四九年）があるが、最近では長江弘晃「教育勅語衍義書の一考察(1)—西洋人名記載書を中心として—」（「日本大学教育制度研究所紀要」第二十集所収 平成元年）、同氏「同(2)」（「同紀要」第二十一集所収 平成二年）があり、勅語衍義書の書名、執筆

者、内容等における西洋人名の、人数・国別・徳目別数値などについて、統計学的手法を用いて分析を加えた従来とはまったく視点や方法論を異にした研究が発表されている。

- (2) 『教育勅語関係資料』(古田紹欽編 日本大学精神文化・教育制度研究所発行 創文社制作) 第十一集(昭和五八年)末尾の「総目次」に収録全書目名一六八種が記載されているが、その中に「勅語歌」が二種入っている。よってこれを省き一六六種とした。

(3) 『井上毅伝』史料編第一(井上毅伝記編纂委員会編 国学院大学図書館発行 昭和四二年) 一二三一頁—一二三二二頁。

(4) 同右、一二三一頁。

(5) 『明治宗教文学集(一)』(明治文学全集)八七 筑摩書房 昭和五一年) 三八四頁。

(6) 多田賢住と赤松連城の勅語衍義書については「多田賢住の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三四卷一号所収昭和六〇年)および「明治仏教と教育勅語(I)——仏教系の勅語衍義書を材料にして」(『大倉山論集』第二〇輯所収 昭和六一年)である。

東陽円月の勅語衍義書については「東陽円月の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三六卷一号所収 昭和六年)および「明治仏教と教育勅語(II)——真宗僧東陽円月の場合」(『大倉山論集』第二二輯所収 昭和六二年)である。

太田教尊の勅語衍義書については「太田教尊の勅語衍義書をめぐって」(『宗教研究』第六一卷四輯所収 昭和六三年)および「明治仏教と教育勅語(III)——真宗僧太田教尊の衍義書の場合」(『大倉山論集』第二四輯所収 昭和六三年)である。

寺田福寿の勅語衍義書については「寺田福寿の勅語衍義書をめぐって」(『宗教研究』第六二一卷四輯所収 平成元年)および「明治仏教と教育勅語(IV)——真宗僧寺田福寿の衍義書の場合」(『大倉山論集』第二六輯所収 平成元年)である。土岐善静の勅語衍義書については「土岐善静の勅語衍義書をめぐって」(『印度学仏教学研究』第三八卷一号所収 平成元年)である。

右記の論文中で、個々の衍義書の内容分析および著述者についても検討したので参照されたい。

- (7) 本書および他の五名の勅語衍義書はすべて前掲の「教育勅語関係資料」第一集—第十一集（明治期のもの）に翻刻収録しているが、以後引用に際しては原文の体裁を尊重してその台本となつた原本の頁数で表示する。なお、原文中にルビがある場合はすべて省略した。

多田賢住著『普通教育勅語演讃』（龍谷大学図書館所蔵） 二五頁—二六頁。

- (8) 同右、二八頁。

- (9) 同右。

- (10) 赤松連城著『勅語衍義』（日本大学教育制度研究所所蔵） 一七頁。

- (11) 同右、二五頁。

- (12) 同右、二四頁。

- (13) 真宗教学の一論題であるが、東陽円月の解義の詳細については、拙稿「明治仏教と教育勅語(II)—真宗僧東陽円月の場合—」（「大倉山論集」第二三輯所収 昭和六年）中、「一念滅罪と教育勅語」（一一九頁—一二八頁）の項で、質疑応答による異安心判定の調査記録として「東陽円月調査記事」「東陽円月調査筆記」等の写本を掲げたので参照されたい。

- (14) 東陽円月著『勅語泰体記』（日本大学教育制度研究所所蔵） 六頁。

- (15) 同右。

- (16) 同右、六頁—七頁。

- (17) 東陽円月著『二諦妙旨談』続編（松岡信忠発行 明治三三年） 四一頁。

- (18) 「大正藏」第一〇卷 七一二頁中—七一三頁上。

- (19) 太田教尊著『勅語と仏教』（国立国会図書館所蔵の改裝本） 一七頁。

- (20) 「大正藏」第二二卷 一〇〇七頁上。

- (21) 同右、第八四卷 一二〇八頁上。

(22) 「勅語と仏教」 六二頁—三八五頁。

(23) 「大正藏」第二四卷 一〇〇四頁上。

(24) 寺田福寿著「育勅語説教」(日本大学教育制度研究所所蔵) 五七頁。

(25) 同右、九三頁—九四頁。

(26) 寺田福寿述(遺稿)「阿弥陀經通俗講義」(境野哲筆記 哲學書院發行 明治二七年) 六七頁—六九頁。

(27) 小笠原義雄「淺草本願寺史」(淺草本願寺発行 昭和一四年) 一二三二頁—一二三三頁。

(28) 土岐善静著「勅語通俗説教」(日本大学教育制度研究所所蔵) 一一页。

(29) 「真宗聖教全書」一一(昭和五九年再版) 七七五頁。

(30) 「教育通俗説教」自叙の三頁。

(31) これは「維新後の思潮概況」と題して雑誌「教育研究」(東京高等師範学校附属小学校内初等教育研究会発行)の第三七九号(昭和六年十一月)から第三八八号(同七年六月)にかけて、五回にわたって連載したものであるが、当該箇所は連載三回目の第三八四号(同七年三月)一一頁—一二二頁である。